その他告示

○外務省告示第百三十五号

国際連合安全保障理事会決議第千五百九十一号に基づき設立された同理事会制裁委員会が令和八年二月二十四日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件（平成十八年外務省告示第三百七十四号）の一部を次のとおり改正する。

令和八年四月十日

外務大臣　茂木　敏充

別表に次のように加える。

（別表）

7．ゲド・ハムダン・アハメド
GEDO HAMDAN AHMED
国連参照番号：SDi. 007
役職：即応支援部隊（RSF）北ダルフール地区司令官
Commander for the North Darfur section of the Rapid Support Forces
別名：アブ・ナシュク
Abu Nashuk
国籍：スーダン
Sudan
リスト掲載日：2026年２月24日
その他の情報：性別：男性

8．アブドゥル・ラヒム・ハムダン・ダガロ
ABDUL RAHIM HAMDAN DAGALO
国連参照番号：SDi. 008
役職：即応支援部隊（RSF）副司令官
Rapid Support Forces (RSF) Deputy Leader
生年月日：1972/１/１
出生地：ハルツーム、スーダン
Khartoum, Sudan
国籍：スーダン
Sudan
リスト掲載日：2026年２月24日
その他の情報：性別：男性。インターポール・国連安全保障理事会特別手配ウェブリンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2026-14266

9．アル＝ファテフ・アブドゥラー・イドリス
AL-FATEH ABDULLAH IDRIS
国連参照番号：SDi. 009
役職：即応支援部隊（RSF）准将
Brigadier General of Rapid Support Forces
別名：アブ・ルル
Abu Lulu
国籍：スーダン
Sudan
リスト掲載日：2026年２月24日
その他の情報：性別：男性

10．ティジャニ・イブラヒム・ムーサ・ムハンマド
TIJANI IBRAHIM MOUSSA MOHAMED
国連参照番号：SDi. 010
役職：即応支援部隊（RSF）野戦指揮官
Field Commander of the Rapid Support Forces
別名：アル・ゼイル・サーレム
Al Zeir Salem
国籍：スーダン
Sudan
リスト掲載日：2026年２月24日
その他の情報：性別：男性

○国土交通省告示第五百四十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録番号　補・第４―㈤号
　二　登録養成施設の名称　中央工学校
　三　変更後の養成施設の長の氏名　土田　俊行
　四　変更年月日　令和八年四月一日
二　登録番号　補・第15―㈤号
　二　登録養成施設の名称　札幌工科専門学校
　三　変更後の養成施設の長の氏名　太田　潤一
　四　変更年月日　令和八年四月一日
三　登録番号　補・第20―㈤号
　二　登録養成施設の名称　岡山科学技術専門学校
　三　変更後の養成施設の長の氏名　瀬戸川康宏
　四　変更年月日　令和八年四月一日
四　登録番号　補・第21―㈣号
　二　登録養成施設設置者の名称　学校法人　電波学園
　三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　磯部　充佳
　四　変更年月日　令和八年四月一日
五　登録番号　士・第１―㈤号
　二　登録養成施設設置者の名称　学校法人　電波学園
　三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　磯部　充佳
　四　変更年月日　令和八年四月一日
六　登録番号　士・第２―㈣号
　二　登録養成施設の名称　中央工学校
　三　変更後の養成施設の長の氏名　土田　俊行
　四　変更年月日　令和八年四月一日

○関東地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	茅野市宮川字素麺畑四四六一番二地先から同市宮川字下河原四三九九番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月十日